

雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱（船員保険法の改正に伴う雇用保険法の一部改正関係）

第一 雇用保険法の一部改正

- 一 雇用保険法の適用対象に船員を含むものとする事。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 その他

一 施行期日

この法律は、平成二十二年四月一日から施行するものとする事。

二 経過措置

船員保険の被保険者であった期間を雇用保険の被保険者であった期間に通算する等この法律の施行に
関し必要な経過措置を定めるものとする事。

三 関係法律の整備等

その他関係法律について、所要の規定の整備等を行うものとする事。